

令和7年度後期米子市指定家庭用ごみ袋の外袋への広告掲載基準

1 主旨

米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、米子市指定家庭用ごみ袋の外袋（以下「外袋」という。）への広告掲載に関し必要な基準を定める。

2 広告を掲載する外袋の種類、印刷組数及び店頭販売開始時期

種 類	印刷組数（予定）	店頭販売開始時期（予定） （令和8年2月～令和8年7月製造分）
可燃ごみ専用40L	160,000組	令和8年5月
可燃ごみ専用30L	82,500組	令和8年5月
可燃ごみ専用20L	70,000組	令和8年5月
可燃ごみ専用10L	25,000組	令和8年5月
不燃ごみ専用40L	10,000組	令和8年5月
不燃ごみ専用20L	7,500組	令和8年5月
不燃ごみ専用10L	2,500組	令和8年5月

※店頭販売開始時期は予定である。広告が掲載されたごみ袋が実際に各店舗の店頭に並ぶ時期を確約するものではないので、各店舗により店頭販売開始時期には差がある。なお、製造したごみ袋の在庫がある限り、店頭販売するので、場合によっては、同時期に、広告主が違うごみ袋が販売されることもある。

3 広告の掲載位置、規格等

- (1) 外袋の表面に掲載する。
- (2) 広告の文字色、サイズは次のとおりとする。

種 類	広告文字色	サイズ
可燃ごみ専用40L	白地に青色	縦40mm・横170mm
可燃ごみ専用30L	白地に青色	縦36mm・横153mm
可燃ごみ専用20L	白地に青色	縦36mm・横153mm
可燃ごみ専用10L	白地に青色	縦28mm・横119mm
不燃ごみ専用40L	白地にオレンジ色	縦40mm・横170mm
不燃ごみ専用20L	白地にオレンジ色	縦36mm・横153mm
不燃ごみ専用10L	白地にオレンジ色	縦28mm・横119mm

4 広告掲載料

種 類	広告掲載料
可燃ごみ専用 4 0 L	3 5 0,0 0 0 円
可燃ごみ専用 3 0 L	2 0 0,0 0 0 円
可燃ごみ専用 2 0 L	1 2 0,0 0 0 円
可燃ごみ専用 1 0 L	6 0,0 0 0 円
不燃ごみ専用 4 0 L	7 0,0 0 0 円 (全 3 種類一括)
不燃ごみ専用 2 0 L	
不燃ごみ専用 1 0 L	

5 広告掲載希望者の募集及び広告掲載の申込み

- (1) 募集の対象は事業者（自らの事業についての広告掲載を希望する者に限る。）とする。
- (2) 広告掲載希望者の募集は、広告の規格、印刷組数等その他必要な事項を明示して、米子市ホームページで公募する。
- (3) 広告掲載希望枠数が募集した枠数に満たない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告のあっせんをさせることができるものとする。
- (4) 広告掲載応募者（以下「応募者」という。）は、米子市指定家庭用ごみ袋の外袋広告掲載申込書（別記様式第 1 号）に掲載しようとする広告の原稿（電磁的データ及び当該データを白紙に出力したもの）を添えて、市長に申し込むものとする。
- (5) 広告の内容、デザイン等は、広告主が経費を負担して市長の指定する仕様に従って作成しなければならない。
- (6) 申込期間は、令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 1 0 月 7 日（火）までとする。

6 広告掲載の審査及び承認

- (1) 広告掲載の申込期間終了後、要綱第 7 条の規定に基づき速やかに審査し、承認するときは米子市指定家庭用ごみ袋の外袋広告掲載決定通知書（別記様式第 2 号）により、承認しないときはその旨に応募者に通知するものとする。
- (2) 広告掲載に適すると認められる応募者数が、募集した外袋の枠数を超えた場合は、市と当該応募者との協議により広告主を決定する。協議により決定できない場合は、抽選により決定する。
- (3) 広告を掲載する外袋の種類は、各応募者の希望を優先するが、広告掲載希望の外袋の種類が広告掲載に適すると認められる複数の応募者により重複した場合は、市と当該応募者との協議により決定する。協議により決定できない場合は、抽選により決定する。
- (4) 広告主は、市長が指定する期日までに、米子市指定家庭用ごみ袋の外袋広告掲載に

関する請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- (5) 広告掲載を承認した後において、広告の内容、デザイン等が要綱に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

7 広告掲載料の納付

広告掲載料は、広告掲載承認後、市長の指定する期日までに一括で納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

8 広告掲載の承認の取消し

要綱第9条第1項の規定に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取り消すものとする。

- (1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき。
- (2) 広告の原稿が指定期日までに提出されなかったとき。
- (3) 要綱第7条第2項の規定による広告の内容等の変更に広告主が応じないとき。
- (4) 前3項に規定するもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

9 広告掲載料の返還

広告主が既に納付した広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告掲載を中止し、又は取り消したときは、その全部又は一部を返還するものとする。